

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530059

研究課題名(和文) 社会内処遇活性化の拠点としての更生保護施設の活用の方角性に関する多角的検討

研究課題名(英文) The multilateral examination about the possibility of exploiting the rehabilitation facilities to activate community based treatment.

研究代表者

石川 正興 (ISHIKAWA MASAOKI)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：50120902

研究成果の概要(和文)：

本研究では、2007年に成立した更生保護法第51条において、更生保護施設を保護観察対象者の処遇拠点として利用できることが明記されたことに伴い、当該施設における処遇の実態を解明し、将来のあり方を模索するための基礎資料の収集を行い、分析を加えた。具体的には、2008年度からの3か年の間に、更生保護施設および関係機関(地域生活定着支援センター・保護観察所・刑務所)への聞き取り調査・アンケート調査を実施して客観的な知見を集め、その成果を雑誌や学会で報告したほか、最終的に冊子として刊行した。

研究成果の概要(英文)：

This examination aims to collect and analyze objective knowledge mainly about the rehabilitation facilities which can use community based treatment for the probationers and parolees in the future. The enactment of the Offenders Rehabilitation Act of 2007, which specifies to be able to utilize the rehabilitation facilities in the community based treatment for the probationers and parolees, is the chance of this examination. The examination was specifically instituted by way of the fact-finding on the spot and questionnaire to the concerned institutions from 2008 to 2010.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：刑事政策・犯罪者処遇法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：更生保護施設・社会内における施設的処遇・保護観察

1. 研究開始当初の背景

本調査の契機となったのは、更生保護制度の大きな改革である。

更生保護の領域では2004年から2005年に

かけて、4号観察中の対象者が女性を監禁し、暴行した事件、性犯罪で刑務所に服役した者が3号観察終了後に再び女兒を誘拐し、殺害した事件、更生保護施設を帰住先として3号

観察を受けている者が当施設から所在を晦まし、その間に幼児を殺害した事件等、保護観察制度の問題点を露呈する重大再犯事件が立て続けに起きた。

その後直ちに（2005年6月）、法務省は「更生保護の在り方を考える有識者会議」を設置し、2007年には同会議での報告を受けて、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法とを一本化する形での「法案」を策定した。2007年6月に成立した「更生保護法」は、こうした一連の努力の大きな成果であった。先述したとおり、同法は保護観察の特別遵守事項の一つとして、「法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること。」と規定する（同法第51条第2項第5号）。

この保護観察対象者に対する施設的処遇の場として用いられるのは、更生保護施設だけではない。にもかかわらず、各都道府県に最低一つは設けられ、更生緊急保護の場面における「施設的処遇」の運営実績を有する更生保護施設に対しては、保護観察対象者に対する施設的処遇の場としても大きな期待が寄せられる。

しかしながら、更生保護施設がこうした期待に直ちに答えることができるかどうか、決して楽観は許されない。更生保護施設の多くは財政的基盤が弱く、また地域ごとにばらつきがあることは、これまでも指摘されてきた。また、施設的処遇の対象者として今後増加することが予想される高齢や知的障害等の問題を抱えた犯罪者を、人的資源・物的資源に事欠く既存の更生保護施設において果たして受け入れることが可能なのだろうか。この点も、大いに疑問視されているところである。

以上の疑問に対する回答を求めべく、更生保護施設の実態を探ることは有意義であり、しかも喫緊の課題であると考え、更生保護施設に対する「聞き取り調査」・「アンケート調査」を実施するとともに、併せて関連機関である保護観察所・刑務所等に対しても可能な限り同様の調査を行った次第である。

その後、本調査研究を実施している最中に、犯罪者処遇の運用政策レベルにおいても大きな新機軸が打ち出された。高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者に対し、法務省と厚生労働省とが連携して、退所後直ちに福祉サービス等につながるための準備を行うことを内容とする「地域生活定着支援事業」が、それである。

この事業の屋台骨を支えるのは、厚生労働省所管の下、各都道府県に新設される「地域生活定着支援センター」である。当センターには、法務省所管の矯正・保護機関や厚労省所管の社会福祉機関と連携を取りつつ、高齢又は障害を有する出所者の地域社会への定着を支援する役割が求められている。まさに「刑事政策と社会福祉政策との希望の架け橋」として期待されているわけである。

2009年7月から実施される運びになった本事業について、われわれは当初の研究目的に深く関連するものと考え、2010年1月以降「地域生活定着支援センター」についても聞き取り調査を実施することとした。

2. 研究の目的

2007年に成立した更生保護法第51条において、更生保護施設を保護観察対象者の処遇拠点として利用できることが明記されたことに伴い、当該施設における処遇の実態を解明し、将来のあり方を模索するための基礎資料の収集およびその分析を目的に開始した。

また、1でも記載のとおり、地域生活定着支援センターについても、当初の研究目的と

深い関連性を有するものと考え、基礎資料の獲得に努めた。

3. 研究の方法

聞き取り調査およびアンケート調査を用いた。

具体的には、①更生保護施設・地域生活定着支援センター・保護観察所・刑務所等の訪問による実務担当者への聞き取り調査、②上記施設へのアンケート用紙の送付・回収によるアンケート調査を実施し、定性的・定量的観点の両面から、客観的な知見の獲得に努めた。

4. 研究成果

2008年度から3か年の間で実施した調査結果については、雑誌への寄稿、学会発表および報告書の刊行という形で、今後関連する研究が実施される際の基礎資料として世に還元した。

具体的には、研究経過を定期的に季刊誌『更新会だより』へ掲載したほか、最終年度である2010年度に日本犯罪社会学会第37回大会にてテーマセッションを設け成果報告を行い、その内容を大学紀要等に掲載した。

また、聞き取り調査およびアンケート調査の結果は冊子として公刊し、調査対象の機関へ配布した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

①石川正興、高年齢・障害のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援の課題と展望、日本犯罪社会学会第37回大会報告要旨集、査読無、2011、pp. 63—65

②石川正興、宍倉悠太、他、高年齢・障害のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援の課題と展望、早稲田大学社会安全政策研究所

紀要、査読有、第3号、2011、pp. 273—306

〔学会発表〕(計1件)

①石川正興、宍倉悠太、他、高年齢・障害のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援の課題と展望、日本犯罪社会学会第37回大会、2010年10月2日、国土館大学

〔その他〕(計6件)

①辰野文理、更生保護施設参観記(その四)―更生保護と社会福祉との関係、更新会だより、55号、2011、pp. 8—11

②石川正興、(巻頭のことば) 刑事司法システムと社会福祉システムとの架橋の構築、季刊社会安全、77号、2010

③石川正興、他、福祉と更生保護の現状、国土館大学比較法制研究所研究会、2010年9月9日、国土館大学

④小西暁和、更生保護施設参観記(その三)―更生保護施設の新たな展開、更新会だより54号、2010、pp. 12—15

⑤宍倉悠太、更生保護施設参観記(その二)―更生保護施設の現状と課題、更新会だより、53号、2010、pp. 11—15

⑥石川正興、更生保護施設参観記(その一)―刑事政策と社会福祉政策との架橋、更新会だより、52号、2009、pp. 9—12

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石川 正興 (ISHIKAWA MASAOKI)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：50120902

(2) 連携研究者

渡邊 則芳 (WATANABE NORIYOSHI)
国土館大学・法学部・教授
研究者番号：50138161
辰野 文理 (TATSUNO BUNRI)

国士舘大学・法学部・教授

研究者番号:60285749

小西 暁和 (KONISHI TOKIKAZU)

早稲田大学・法学学術院・准教授

研究者番号 : 20366983

(3)研究協力者

宋倉 悠太 (SHISHIKURA YUTA)

早稲田大学・社会安全政策研究所・研究助手

研究者番号 : 70575258

(H21→H22 : 連携研究者)